## 茨木市介護保険事業者向け説明会(平成31年3月27日実施分) 質問票に対する回答

NO.	次第 番号	質問項目	質問	回答	担当課
1	1(3)	住宅改修代理受領制度について	住宅改修時、代理受領ではなく、これまで通りの申請でも複数の見		長寿介護課 給付係
2	1(4)	介護報酬改正について (区分支給限度基準額)	介護報酬が下がり、デイサービス等の廃止、または廃止を検討している施設もあると聞きますが、今後もまた報酬が下がる可能性もあり そうですか?	国の通知等の正式な発表がないため、詳細は不明です。報酬の改定やインセンティブの強化など、介護給付費分科会の動向を注視してください。	長寿介護課 給付係
3		訪問・通所型サービスの回数 コードと日割コードの使い分けに ついて	訪問型サービスも回数コードと日割コードの使い分けルールがありますか?	今回の資料の例は通所型サービスですが、訪問型サービスも同様です。単位数を訪問型サービスに読み替えてください。	長寿介護課 給付係
4	2(3)	訪問型サービスAと従前相当の サービス振分けルールについて	退院直後、従前相当サービスを利用しており、3か月が経過した場合、独自サービス(訪問型サービスA)か、従前訪問介護相当サービスの継続かは、誰が何をもって判断すればよいですか?	退院から3か月を経過した場合も、【原則以外の対応基準】に照らして、ケアマネジャーまたは地域包括支援センターに判断していただくことになります。	長寿介護課 認定係
5	2(3)	訪問型サービスAと従前相当の サービス振分けルールについて	複数の訪問型サービスA事業所に断られる理由としては、何がありますか?	「サービス利用者の居住地域を担当できるヘルパーがいない」等の 理由が考えられます。	長寿介護課 認定係
6	2(3)	訪問型サービスAと従前相当の サービス振分けルールについて	訪問型サービスAの空きがないと断られて、従前相当サービスが開始後、訪問型サービスAが空いたと連絡があった場合、訪問型サービスAに変更しないといけませんか?		長寿介護課 認定係
7	2(3)	訪問型サービスAと従前相当の サービス振分けルールについて	従前訪問介護相当サービスの利用者となる対象者の「新規」とは、ど ういう人のことですか?	(初めて認定を受けた方、通所型サービスのみ利用していた方などで)訪問型サービスを初めて利用する人が対象となります。	長寿介護課 認定係

NO.	次第 番号	質問項目	質問	回答	担当課
8	2(5)	要支援者の更新前相談について	更新時の基本チェックリストは、地域包括支援センターが実施しない といけませんか?	基本チェックリストは、地域包括支援センターが実施してください。	長寿介護課 認定係
9	2(5)	要支援者の更新前相談について	(ケアマネージャーか地域包括支援センターか茨木市か)	デイサービス・ヘルパーサービスのみを利用で、状態が安定している 利用者については、事業対象者への移行を検討してください。判断 に迷う際は、地域包括支援センターまたは、長寿介護課にお問い合 わせください。	長寿介護課 認定係
10	4(1)	市立老人デイサービスセンター の廃止について	民間によるデイサービスセンターの運営は、これまで同様指定管理 者制度によるものですか?また、大体の日程も教えて欲しいです。	運営形態は、指定管理者制度ではなく、「公有財産の貸付」を予定しております。 日程につきましては、現在調整中ではありますが、2019年秋頃に事業者の公募・選定を行い、年内には事業者を確定させたいと考えております。	地域福祉課 推進係
11	4(2)	訪問理美容サービス出張費助 成事業の開始について	出張費込みの訪問理美容サービスのところを利用する場合、助成券 を使用できるのでしょうか?	使用できます。 利用者に提示される金額が出張費込みであっても、理美容組合が市 に請求する際に、助成対象の出張費とそれ以外を切り分けて請求を 行うので問題ありません。	
12	4(2)	訪問理美容サービス出張費助 成事業の開始について		大阪府理容生活衛生同業組合及び大阪府美容生活衛生同業組合 の茨木支部の組合員による理美容サービスに限られます。	長寿介護課 介護予防係
13	4(3)	その他の在宅福祉サービスにつ いて	以前は高齢者支援課サービスのパンフレットがありましたが、長寿介護課になってから見かけません。冊子はありますか?ある場合どちらでいただけますか?	「高齢者福祉サービスのごあんない」につきましては、現在は発行を取り止めております。今後は市ホームページ等で各サービス内容をご確認ください。	地域福祉課 推進係

NO.	次第 番号	質問項目	質問	回答	担当課
14	4(4)	コミデイ・街デイについて	コミュニティデイハウス利用対象者について、利用が適当であると認められた人は具体的にどのような人か、誰がどのように認めるのか、 基準はありますか?	基本的には、65歳以上の高齢者で要支援・要介護認定を受けていない方は、誰でも利用が可能です。要支援の認定を受けている方については、ケアマネジメントによります。	長寿介護課 介護予防係
15	4(4)	コミデイ・街デイについて	介護予防の観点が身体のみならず、精神面や社会参加も含まれるとありました。現在、要支援の方は、1月に1事業所の通所型サービスしか利用できません。通所型サービスにも多様性があります。身体面でリハビリに特化したデイを利用したい方が、社会参加の為にコミディを利用することができない事に対し、改善があればと思います。	コミュニティデイハウスとリハビリデイなど他の通所型サービスとの併 用については今後検討します。	長寿介護課 介護予防係
16	4(8)	生活保護受給者への介護サー ビス等について	I	1新規・更新時、2サービス追加や変更時、共に、①ケアプラン(第1表~第3表)と②利用票(第6表・第7表)は必ず提出してください。ただし、案件により、ケアプラン(第4表・第5表)や③介護保険者証の写しの提出をお願いする場合がありますので、依頼があった際はご提出をお願いします。	生活福祉課